

文京区子どもの医療費の助成に関する条例（平成四年六月文京区条例第四十号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

1. 執行機関の別	都道府県知事・市区町村等
2. 都道府県名	東京都
3. 市区町村名	文京区
4. 届出番号	17
5. 独自利用事務の事例番号	9-1：子どもの医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	文京区子どもの医療費の助成に関する条例（平成四年六月文京区条例第四十号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	7	
③番号法別表第2の項	9	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		文京区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例別表第一第十の項 文京区子どもの医療費の助成に関する条例（平成四年六月文京区条例第四十号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童福祉法第1条	文京区子どもの医療費の助成に関する条例（平成四年条例第四十号）第1条
⑥事務の趣旨又は目的	全て（児童）は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その（心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られること）その他の福祉を等しく保障される権利を有する。	この条例は、（子ども）に係る医療費の一部を助成することにより、子どもの健全な育成及び保健の向上に寄与するとともに、（児童福祉の増進）を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		文京区子どもの医療費の助成に関する条例（平成四年条例第四十号） 文京区子どもの医療費の助成に関する条例施行規則（平成四年七月規則第六十二号）

## 2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

### 事務1

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号	文京区子どもの医療費の助成に関する条例第4条第1項
事務の内容	児童福祉法第十九条の三第三項の医療費支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	医療証の交付の申請の受理、交付申請に係る事実についての審査に関する事務

### 特定個人情報1

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号 <sup>1</sup>	文京区子どもの医療費の助成に関する条例施行規則第5条第1項
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報

### 特定個人情報2

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号 <sup>2</sup>	文京区子どもの医療費の助成に関する条例施行規則第5条第1項
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報

### 特定個人情報3

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号 <sup>3</sup>	文京区子どもの医療費の助成に関する条例施行規則第5条第1項
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報

### 特定個人情報4

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号ハ5	文京区子どもの医療費の助成に関する条例施行規則第5条第1項
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報

## 2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

### 事務2

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号	文京区子どもの医療費の助成に関する条例第7条第1項及び第2項
事務の内容	児童福祉法第十九条の三第三項の医療費支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	変更届及び現況届の受理、変更届及び現況届に係る事実についての審査に関する事務

### 特定個人情報1

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号ハ1	文京区子どもの医療費の助成に関する条例施行規則第9条第1項及び第2項
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報

### 特定個人情報2

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号ハ2	文京区子どもの医療費の助成に関する条例施行規則第9条第1項及び第2項
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報

### 特定個人情報3

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号ハ3	文京区子どもの医療費の助成に関する条例施行規則第9条第1項及び第2項
-------	---------------------	------------------------------------

②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報

## 特定個人情報4

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号h5	文京区子どもの医療費の助成に関する条例施行規則第9条第1項及び第2項
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報

備考	
----	--

## 届出情報

届出日	2024年01月04日
独自利用事務の対象者	子ども
番号法第9条第2項の条例に規定した日	2023年11月29日
保護評価の実施の有無	2:対象人数が1,000人未満であり、評価書実施の必要性なし
評価書番号	
保護評価書の名称	
保護評価書のURLリンク	
委任関係	